平成２２年（フ）第７２４号
千葉市中央区仁戸名町712番地２市営住宅仁戸名町団地３棟203号
債務者　小林富太郎
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９０号
神奈川県厚木市岡田４丁目２番14―202号
債務者　高山　由絵
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４１２号
神奈川県平塚市中原１丁目８番１号　コーポはまなすB102号
債務者　濵名　友美（旧姓神立・栗原）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４２１号
神奈川県厚木市下川入114番地８　野崎ビル302
債務者　木村　里美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４２２号
神奈川県秦野市渋沢３丁目38番13号メゾン松葉101　鹿島方、住民票上の住所神奈川県秦野市本町３丁目６番10号
債務者　三嶽　淳一
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４４０号
神奈川県平塚市田村２丁目９番２―305号サニーメゾン平塚
債務者　小森　竜一
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４５３号
神奈川県平塚市大原３番８―116号　平塚スカイハイツ
債務者　野口　千賀
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４５７号
神奈川県伊勢原市神戸616番地の３　カーペンターハウス206号
債務者　小山　　稔
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４５９号
神奈川県秦野市曲松１丁目８番８号　ヴィラ石原Ｆ―102号
債務者　伊藤　　充
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６０号
神奈川県厚木市下荻野1449番地４　コーポ萩原101
債務者　日浦千代美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６２号
神奈川県厚木市中依知85番地１本厚木スカイハイツ913
債務者　渡邊　　一
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６４号
神奈川県秦野市堀川252番地
債務者　及川　冷子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６６号
神奈川県小田原市栢山3333番地
債務者　釵持　　明
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４７１号
神奈川県厚木市三田146番地１　メゾンオチアイⅡ―105
債務者　吉本　里美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４７３号
神奈川県厚木市妻田北３丁目11番30号　第１大西ハイツ103
債務者　大関　成江
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４９３号
神奈川県厚木市上落合440番地１
債務者　沼田　稲子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部